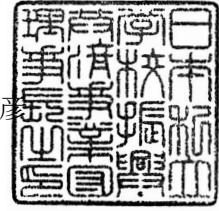


学校法人等代表者 殿

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 福原 紀 彦

私立学校教職員共済制度貸付規則の一部改正及び私立学校 教職員共済制度特殊住宅貸付規則の廃止について（お知らせ）

私学事業団の業務につきましては、平素から格別なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、共済事業における加入者への貸付制度では、激甚災害又は特定非常災害（以下、「激甚災害等」という。）で被災した加入者に対し特例住宅貸付及び特例災害貸付並びに借受人への償還期限の延長（猶予）の特例を適用しています。しかし、災害の頻度が多くなっている昨今の状況に鑑み、今般激甚災害等へ指定されるか否かにかかわらず、被災者間で同じ扱いとするよう貸付制度の見直しを行うことにしました。

また、職員住宅建設のための特殊住宅貸付制度を廃止します。

つきましては、これらの改正内容を下記のとおりお知らせします。

記

1 私立学校教職員共済制度貸付規則の改正内容

1) 「災害貸付」と「特例災害貸付」を統合

激甚災害等の被災者のみに適用されていた特例災害貸付にかかる優遇金利（固定金利）を、激甚災害等以外の被災者にも令和 5 年 7 月 1 日以降の被災分から適用します。利率については下表のとおりです。

また、これに伴い、災害貸付の申込期限を現行の被災日から 6 か月以内とあるのを、1 年以内へと変更します。

災害基準日の 預託金利率（10 年）	0.75%超	0.50%超 0.75%以下	0.25%超 0.50%以下	0.25%以下
災害貸付の 貸付利率	年 1.00%	年 0.75%	年 0.50%	年 0.25%

※災害基準日とは、被災日の属する月の前月初日を指します。

2) 「特例住宅貸付」の下限金利等を変更

令和 5 年 7 月 1 日以降の被災分から激甚災害等以外の被災者にも適用し、貸付利率は新たに設定する特例の利率（固定金利）に変更します。利率については下表のとおりです。なお、特例住宅貸付の申込期限は被災日から 3 年以内となります。

災害基準日の 預託金利率（10 年）	1.26%以上	1.00%超 1.26%未満	0.75%超 1.00%以下	0.50%超 0.75%以下	0.25%超 0.50%以下	0.25%以下
特例住宅貸付の 貸付利率	年1.26%	年1.25%	年1.00%	年0.75%	年0.50%	年0.25%

3) 「償還期限の延長（猶予）」の激甚災害等以外の災害への適用等

従来、激甚災害等の被災者のみの適用であった償還期限の延長（猶予）を、令和5年7月1日以降の被災分から激甚災害等以外の災害で被災した場合にも適用します。新規の災害貸付や特例住宅貸付の申込者のほか、既借受人も貸付種類にかかわらず、2年間を限度に償還猶予が可能となります。また、猶予期間中の利息にかかる貸付利率は、災害貸付と同一の利率を適用し、償還再開後、一括でお支払いいただきます。

なお、既借受人にかかる償還猶予申し出期限は被災日から5か月以内となります。

4) 実施時期

令和5年7月1日（令和5年8月2日送金分から）

5) 償還額早見表及び賦金率

改正後の「災害貸付」及び「特例住宅貸付」にかかる償還額早見表及び賦金率は、7月1日に私学共済ホームページに掲載します。

2 「借用証書」の切り替え

令和5年7月1日からの規則改正に伴い、「借用証書（様式第6号）」を変更します。このため、7月1日以降の申し込みから新用紙を使用いただくこととなり、現行の用紙（旧用紙）は使用できなくなります。

新用紙は7月1日に私学共済ホームページに掲載する予定です。7月1日以降に申し込みをする際は、新用紙をダウンロードして利用してください。また、現行の用紙（旧用紙）は6月30日までに申し込む際には使用できますが、7月1日以降の申し込みで使用した場合は返送となりますので、提出の際には使用する用紙に十分注意してください。

…	水	木	金	土	日	月	火	水	木	…
…	6/28	6/29	6/30	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	…
旧用紙での提出				7月1日以降の申込日は、旧用紙での申し込みはできません						
						新用紙での提出				

3 私立学校教職員共済制度特殊住宅貸付規則の廃止

学校法人に対する職員住宅建設等に要する資金の貸付制度である特殊住宅貸付制度を令和5年6月30日をもって廃止します。